特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和4年2月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	 筑紫野市は、番号法のほか、個人住民税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 住民税申告および確定申告の受付、相談 (2) 事業所から提出される給与支払報告書、年金保険者から提出される年金支払報告書等の課税資料の名寄せ作業 (3) 電子申告システムを通じて、国税当局および年金保険者並びに事業者から送付される課税資料の名寄せ作業 (4) 他自治体から回送されてくる課税資料の整理 (5) 住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、その他法定調書等課税資料に基づく個人住民税の賦課決定 (6) 個人住民税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (7) 課税権の有無を判断し、課税権を有する自治体へ課税資料を回送 (8) 年金特別徴収対象者の年金特別徴収税額が変更になった際に、年金保険者に対し国税連携システムを通じてデータを送信 (9) 生活扶助受給者および障がい者にかかる情報を取得し、個人住民税の非課税もしくは減免を決定
③システムの名称	・個人住民税システム・国税連携システム・地方税電子申告システム・番号連携サーバー・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	·名
固人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(別表第2の、1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第112条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第28条、第24条の3、第25条、第26条の3、第22条、第24条の3、第25条、第26条の3、第22条、第28条、第28条、第24条の3、第25条、第28条、第38条、第38条、第24条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38

第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、 第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、

第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4

5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人。	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満)万人未満
	いつ時点の計数か	令和	14年1月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和]4年1月31日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎項目評価書	喜及び重 り	点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目	目評価書 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	重点項目評	価書又は全項目評価書に	おいて、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	2) 十分であ	入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムで]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ 3) 課題が死	E入れている 5る 浅されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分であ	と入れている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に行	入れて行って	いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 取り扱い者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年3月19日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月19日	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-1 取り扱い者数	平成30年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和4年2月10日	評価書名		個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年2月10日	 個人のプライバシー等の権利	筑紫野市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	その他の事態を発生させるリスクを軽減させる ために適切な措置を講じ、個人のプライバシー	事後	
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言(特記事 項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)	事後	
令和4年2月10日	I 1①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税の賦課に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 1②事務の概要	はか、個人住民税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 住民税申告および確定申告の受付、相談(2) 事業所から提出される年金支払報告書等の課税資料の名寄せ作業(3) 電子申告システムを通じて、国税当される課税資料の名寄せ作業(3) 電子申告システムを通じて、国税当される課税資料の名寄せ作業(4) 他自治体から回送されてくる課税資料の名寄せ作業(4) 他自治体から回送されてくる課税資料の整理(5) 住民税申告書、希与支払報告書、行政制度、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	筑紫野市は、番号法のほか、個人住民税にか かる法令に基づき、特定個人情報を利用した以 下の事務を取り扱う。 (1) 住民税申告および確定申告の受付、相談 (2) 事業所から提出される給与支払報告書等 の課税資料の名寄せ作業 (3) 電保険者から提出されるに、国税当局およ び年金保険者並びに事業者から送付される課 役割 他自治体から回送されてくる課税資料の 整理 (5) 住民税申告書、給与支払報 (4) 他自治体から回送されてくる課税資料の 整理 (5) 他自治体がら回送されてくる課税資料の 整理 (5) 他自治体がら回送されてくる課税資料の 整理 (6) 個人住民税の納税養者の住民税の 無決定 (6) 個人住民税の納税養者の住民票情報 等を確認し、納税通知書を送付 (7) 体の有無を回送 (8) 年金特別徴収対象者の年金特別徴収 額が変更になった際に、一タを送信 (9) 生活扶助 傾人住民税の非課税もしくは減 使を取得し、個人住民税の非課税もしくは減 免を決定	事後	
令和4年2月10日	I 1③システムの名称	 Acrocity個人住民税 国税連携システム 地方税電子申告システム MICJET番号連携サーバ 中間サーバ 	・個人住民税システム・国税連携システム・地方税電子申告システム・番号連携サーバー・中間サーバー	事後	
令和4年2月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I4 ②法令上の根拠	道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「地 方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収	賦課徴収に関する事務であって主務省令で定	事後	
令和4年2月10日	I 4 ②法令上の根拠	:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定 個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その 他の地方税に関する法律に基づく条例の規定 により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(別表第2 の、1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平第3条、第13条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第38条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第38条、第31条、第31条、第5条、第55条、第56条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	